

主 文

被告人を懲役6年に処する。

理 由

(罪となるべき事実)

被告人は、令和3年7月30日午前7時55分頃、普通乗用自動車を運転し、三重県いなべ市（住所省略）先の右方に湾曲する道路を同市（住所省略）方面から同市（住所省略）方面に向かい進行するに当たり、その進行を制御することが困難な時速約128キロメートルの高速度で自車を走行させたことにより、自車を道路の状況に応じて進行させることができず、自車を道路右側に進出させ、折から対向進行してきたA（当時64歳）運転の普通貨物自動車（軽四）右前部に自車前部を衝突させ、その衝撃により前記A運転車両をその後方に逸走させて道路外の森林に転落させて横転させ、よって、前記Aに外傷性ショックの傷害を負わせ、同日午前11時16分頃、愛知県弥富市（住所省略）所在のB病院において、Aを前記傷害により死亡させ、A運転車両同乗者C（当時64歳）に加療約231日間を要する右橈骨茎状突起骨折等の傷害を負わせた。

(量刑の理由)

自動車を運転して緩やかな右カーブの道路を進行するに当たり、時速約128kmという危険な高速度（法定速度〔時速60km〕、同一時間帯に現場付近を走行する自動車の平均速度〔時速44～50km〕を著しく上回り、限界旋回速度〔現場のカーブを安全に曲がることのできる限界速度。時速100～120km〕を上回る）で自車を走行させた。その上、現場付近は、片側一車線（片側車線の幅員は2.8m。中央線は消滅していた）で、（被告人の進行方向から見て）右側道路端から草木がせり出して、道路幅は更に狭くなり、カーブの手前から対向車が見えにくくなっていたことも考え併せると、被告人の運転は無謀で危険極まりない。その当然の結果として、自車を制御できなくなり、反対車線に進出させて対向車に正面衝突させる悲惨な事故を起こした。何ら落ち度のない対向車の運転者を死亡させた

ほか、その同乗者1名に重傷を負わせた。被害者らの身体的、精神的苦痛、死亡した被害者の遺族の悲しみ、憤りは大きい。職場のストレスを発散したいという身勝手、安易、浅はかな動機から、本件危険運転に及んだ。厳しい非難に値する。

他方、保険会社を通じて、死亡した被害者の遺族に5194万円余を支払い和解が成立し、重傷を負わせた被害者に253万円余を支払い示談が成立した。

本件の犯情（前記和解、示談も併せ考慮する）は、危険運転致死事案（高速度）の中で、中等度の部類に位置付けられる。

事実を認めて反省の言葉を述べている。母親が被告人の更生を願っている。これらの事情も考慮した上、主文の刑を科するのが相当である。

（求刑 懲役7年）

令和8年1月9日

津地方裁判所刑事部

裁判長裁判官 出口 博 章

裁判官 小 川 結 加

裁判官 高 島 菜 緒